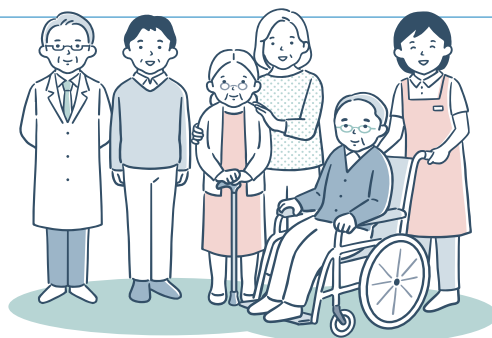


# 令和8年度 介護保険料について 大切なお知らせ(65歳以上の方向け)



令和7年度税制改正の影響を受け、給与所得控除の最低保障額が **55万円から65万円** に引き上げられました。しかし、介護保険財政保護の観点から、税制改正前の「55万円控除」に基づき介護保険料を算定する特例措置が全国的に実施されます。これにより、収入等の状況が変化しない場合、保険料は昨年度とほぼ同じ水準となります。



## 対象者

以下の条件すべてに該当する方

- 65歳以上の方
- 令和8年1月1日および令和8年4月1日時点でうるま市に住民登録がある方
- 令和7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方

## 注意点

税制改正の影響と介護保険料の判定方法について

- 市民税計算では「65万円控除」が適用されますが、介護保険料では「55万円控除」を使用して算定します。
- 市民税は非課税であっても、介護保険料では「課税」とみなされる場合があります。
- 同世帯の方の市民税課税状況においても、同様の計算で判定します。

問 介護長寿課 ☎973-3208

7月1日  
開始!

## 高齢者向け補聴器購入費を助成します。

市では、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、7月より補聴器購入費の助成を行います。事前の手続きが必要となりますので、助成を希望する方は介護長寿課へご相談ください。



助成対象者	①市内に住所を有している65歳以上の方であること ②住民税非課税世帯であること ③耳鼻咽喉科の医師より、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができること ※障害者総合支援法など他の制度で補聴器の補助・交付を受けることができる方や、過去に本助成を受けたことがある場合は、利用できません。
助成内容	①補聴器本体1台分の購入費として、 <b>1人当たり3万円(上限額)</b> を助成します。 ②助成は1人 <b>1回</b> 限りです。
申し込み	・申し込み開始は <b>7/1(水)</b> です。 ・助成希望の方は、事前確認依頼書を <b>介護長寿課 高齢者福祉係</b> へ提出してください。 ※要件の確認ができた方には、医師意見書・助成申請書の用紙をお渡しします。
注意事項	・市の助成決定前に購入した補聴器は、助成の対象になりません。 ・診察料、検査料、医師意見書作成料等にかかる費用は自己負担となります。 ・予算の範囲内での助成となります。先着上限20名の支給が決定次第終了となります。

問 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208